住所　群馬県前橋市山王町１丁目23番地７
紀和平　昭和47年７月14日生
郭秀艶　昭和47年10月８日生
紀忠銘　平成12年２月７日生
紀忠宇　平成14年10月31日生
住所　埼玉県戸田市喜沢南２丁目３番17号
顧雪　平成３年７月15日生
住所　さいたま市南区大字大谷口5002番地２
関健　昭和57年３月８日生
住所　三重県津市河芸町千里ヶ丘71番地１
アン・ジェリー・イラノ　平成６年８月26日生
住所　堺市堺区田出井町５番９―407号
梁晶子　昭和51年３月22日生
住所　大阪市平野区瓜破東３丁目１番41号
余美昌　昭和63年10月18日生
住所　大阪市平野区平野西４丁目10番５号
王玉珠　昭和49年９月24日生
住所　東京都新宿区上落合３丁目22番12号
沈敏　昭和47年３月１日生
董知臨　平成19年10月28日生
住所　東京都世田谷区赤堤１丁目３番18号
劉暢　平成元年６月１日生
住所　東京都台東区駒形１丁目７番８―1102号
唐瑩　昭和57年２月10日生
住所　岐阜県本巣郡北方町曲路３丁目19番地
林メグミ　昭和61年２月11日生
住所　東京都足立区大谷田５丁目33番12―205号
王冠　昭和57年２月13日生
住所　東京都豊島区南大塚１丁目３番19号
李洪波　昭和55年10月23日生
住所　北九州市八幡西区岡田町３番19―601号
黄美佳　昭和57年10月10日生
住所　北九州市若松区西園町11番11号
金美幸　昭和57年８月19日生
住所　奈良市疋田町５丁目500番地15
尚明憲　昭和45年12月20日生
洪暁太　平成９年６月10日生
住所　奈良県桜井市大字辻67番地
金夢子　昭和32年９月10日生

○外務省告示第七十一号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条１の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条５の規定に従い、平成二十八年１月二十三日に効力を生じた。

（平成二十八年一月二十九日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十八年三月十六日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰの日本国の付表３の一部を次のように修正する。

機関の表の１Ａ群中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

機関の表の２Ｂ群中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（注釈３ｈ）」に改める。

付表３に関する注釈３に次の注釈を加える。

ｈ　国立健康・栄養研究所のために行う調達以外の調達は、含まない。

○外務省告示第七十二号

ラオス人民民主共和国政府及びインドネシア共和国政府は、平成二十六年十月十日にワシントンで作成された「東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定」の批准書を、それぞれ、平成二十八年一月二十五日及び平成二十八年二月十二日に東南アジア諸国連合事務総長に寄託した。よって、同協定は、平成二十八年二月九日にラオス人民民主共和国について、また、平成二十八年二月十二日にインドネシア共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十八年一月二十五日付け及び同年二月十六日付け東南アジア諸国連合事務局口上書）

平成二十八年三月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十三号

レソト王国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の批准書を、平成二十八年一月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年四月二十四日にレソト王国について、効力を生ずる。

（平成二十八年一月二十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年三月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第六十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第百十七号を第百二十号とし、第十二号から第百十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　ヒプロメロースカプセル

十四　プルランカプセル

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　イソマル水和物

○厚生労働省告示第六十九号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十八年三月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズＦＧ72系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十六日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　香川県東かがわ市入野山字宗心一九三〇、一九三一の一、一九三一の二、一九三五の一、吉田字石引一〇九三の三、一〇九三の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び東かがわ市に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第六十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号（同令第七十二条において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号中110を113とし、11から109までを14から112までとし、10を11とし、その次に次のように加える。

12　ヒプロメロースカプセル

13　プルランカプセル

第二号中９を10とし、４から８までを５から９までとし、３の次に次のように加える。

４　イソマル水和物